

消費者問題ネットワークしずおか規約

(名 称)

第1条 この会の名称は「消費者問題ネットワークしずおか」（以下「消費者ネット」と言う）とします。

(事務所)

第2条 消費者ネットの事務所を静岡県静岡市に置きます。

(目 的)

第3条 本会は、消費者の暮らしと権利を守るため、各種消費者被害の調査、情報提供、サポート事業等を行い、消費者の人権擁護及び社会教育の推進に寄与することを目的とします。

(活 動)

第4条 消費者ネットは、目的を達成するため以下の活動を行います。

- (1) 消費者問題に関心のある団体・個人の情報交換活動
- (2) 各種消費者問題に関する行政への改善提案及び要望活動
- (3) 講演会、講座など消費者問題の啓発活動
- (4) その他必要な活動

(会 員)

第5条 消費者ネットは、目的に賛同する団体、個人で構成します。

(入 会)

第6条 本会に入会しようとする者は、入会申込書を幹事会に提出し、その承認を得なければなりません。

(退 会)

第7条 会員は、退会の意を記載した書面を消費者ネット代表に提出して退会することができます。

(会 費)

第8条 消費者ネット会員は、会費を納めなければなりません。

団体会員 一口 5,000円（年間）

個人会員 一口 1,000円（年間）

(役 員)

第9条 消費者ネットには以下の役員を置きます。

- (1) 代表 1名
- (2) 副代表 若干名
- (3) 事務局長 1名
- (4) 幹事 若干名
- (5) 監事 1名

(役員任期)

第10条 役員任期は選任から1年とする。ただし再任は妨げません。

(総 会)

第 11 条 消費者ネットは、年に 1 回総会を開催します。総会は、団体会員と個人会員で構成します。

2 総会では、以下の事項について決定します。

- (1) 規約の変更
- (2) 役員を選任
- (3) 活動のまとめと次年度の活動計画
- (4) 決算と予算

3 総会の議事は、出席した会員の過半数で議決され、可否同数の場合は議長がこれを決定します。

(幹事会)

第 12 条 幹事会は、規約で定めた活動以外に以下の事項について議決します。

- (1) 総会に付議する事項
- (2) 入会の承認
- (3) その他必要な事項

また、幹事会は年 3 回以上開催します。

(財 政)

第 13 条 消費者ネットの財政は、参加する団体、個人の会費及び寄付金等をもって財源とします。

(会計年度)

第 14 条 消費者ネットの会計年度は、7 月～翌年の 6 月末とします。

附則

(施行期日)

1. 本規約は、2005 年 12 月 13 日に開催される結成総会において承認された時から効力を生じるものとする。

(改正の履歴)

2. 2010 年 7 月 9 日 一部改正
3. 2012 年 7 月 23 日 一部改正